

告示第 106 号

太子町予防接種実施要綱（平成 15 年告示第 45 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 7 月 28 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 9 条第 3 項ただし書きを削り、同条に次の 1 項を加える。

- 5 前 2 項に規定する接種料金について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受ける者においては、町が接種料金の全額を支払うものとする。